

「地球温暖化対策の基本法」の制定に向けた意見の募集について
(お知らせ)

平成 21 年 12 月 11 日(金)
環境省地球環境局地球温暖化対策課
代表：03-3581-3351
直通：03-5521-8355
地球温暖化対策課長：高橋 康夫(6770)
環境保全対策課長：瀬川 俊郎(6740)
課長補佐：富安 健一郎(6774)
担 当：村井 啓朗(6745)

我が国は、温室効果ガスの排出量を 2050 年までに 80%、2020 年までに 1990 年比で 25%削減するという目標を掲げ、京都議定書に続く次の国際的な枠組みの構築に向けた交渉を行っているところです。このような中長期的な目標を達成するためには、今後、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税を始めとしてあらゆる政策を総動員していかなければなりません。

このためこれらの政策の位置付けや基本的な方向性を明らかにする「地球温暖化対策の基本法」を制定することが必要です。12 月 11 日(金)から 12 月 28 日(月)までの間、広く国民の皆様からこの「地球温暖化対策の基本法」に関する御意見を募集します。

1. 意見募集の対象

「地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ」(小沢環境大臣メッセージ)

参考資料 「地球温暖化対策基本法案」(第 171 回国会(平成 21 年通常国会)に民主党が提出した法律案、以下の参議院ホームページ参照)

・審議情報

<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/171/meisai/m17107171019.htm>>

・法律案

<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/171/pdf/t071710191710.pdf>>

2. 意見募集要領

(1) 意見募集期間

平成 21 年 12 月 11 日(金)～平成 21 年 12 月 28 日(月)

(2) 意見提出方法

次の様式により、電子メール、ファックス、郵送のいずれかの方法で(3)の提出先へ提出してください。なお、電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(注意事項)

- ・ 提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

<意見提出様式>

宛先：環境省地球環境局地球温暖化対策課

件名：「地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ」に対する意見

住所：

氏名（会社名／部署名／担当者名）：

職業：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

意見内容：（小沢環境大臣メッセージ等の該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。）

(3) 意見提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課 あて

電子メールの場合 chikyu-ondanka@env.go.jp

ファックスの場合 03-3580-1382

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

電子メール又はファックスの場合は件名に、郵送の場合は封筒の表面に、「地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ」に対する意見」と記載してください。

3. 資料の入手方法

資料は、以下により入手可能です。

(1) 環境省ホームページのトピックス欄を参照

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/act_gwc/pc0912.html>

(2) 環境省ホームページのパブリック・コメント欄を参照

<<http://www.env.go.jp/info/iken.html>>

(3) 窓口での配布・環境省地球環境局地球温暖化対策課

<東京都千代田区霞ヶ関1 - 2 - 2 中央合同庁舎第5号館23階>